



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *40 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *41 和歌山県人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則 (人権政策課)..... 2
- *42 和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 2
- *43 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 2

○ 告示

- *316 和歌山県スポーツ賞表彰規程 (行政管理課)..... 3
- *317 和歌山県建築計画概要書等閲覧規程 (昭和46年和歌山県告示第127号) の一部改正 (建築住宅課)..... 4

○ 訓令

- *11 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 4
- *12 和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令 (労働委員会)..... 5

○ 公営企業管理規程

- *4 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 6

規 則

和歌山県規則第40号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和元年和歌山県規則第51号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休憩時間) 第7条 略 2 前項の休憩時間は、次に掲げる場合には、別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。 <u>(1) 会計年度任用職員の従事する職務の特殊性又はその在勤する公署の特殊の必要がある場合</u> <u>(2) 公務の運営並びに会計年度任用職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合</u>	(休憩時間) 第7条 略 2 前項の休憩時間は、 <u>会計年度任用職員の従事する職務の特殊性又はその在勤する公署の特殊の必要がある場合において、別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第41号

和歌山県人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則
 和歌山県人権施策推進審議会規則（平成14年和歌山県規則第41号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>共生社会推進部</u> 人権局 人権政策課において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> 人権局人権政策 課において処理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第42号

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則
 和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成18年和歌山県規則第43号）の一部を次の
 ように改正する。

別記第1号様式中

介護 施設 保険	介護老人福祉施設			を
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	介護療養型医療施設			

介護 施設 保険	介護老人福祉施設			に
	介護老人保健施設			
	介護医療院			

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第43号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
 和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(建築計画概要書等の写しの交付の請求) <u>第19条 条例第17条の省令第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写し交付申請書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続) <u>第19条 省令第11条の3の規定により申請書、届出書又は届出をフレキシブルディスクによることができる区域として指定する区域は、海南市及び海草郡の全域とする。</u></p> <p>(建築計画概要書等の写しの交付の請求) <u>第20条 条例第17条の省令第11条の4第1項各号に掲げる書類の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写し交付申請書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。</u></p>
--	--

別記第4号様式及び別記第5号様式中「特定行程」を「特定工程」に改める。

別記第11号様式中「第20条関係」を「第19条関係」に、「第20条の」を「第19条の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第316号

和歌山県スポーツ賞表彰規程を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県のスポーツ水準の向上及びスポーツの振興に貢献し、その功績著しい個人又は団体に対する表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ栄誉賞
 - (2) スポーツ功労賞
 - (3) スポーツ優秀指導者賞
 - (4) スポーツ顕賞
 - (5) スポーツ賞
 - (6) スポーツ奨励賞
- 2 スポーツ栄誉賞は、スポーツ水準の向上とスポーツの振興に特に貢献し、その功績極めて著しくスポーツ栄誉賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。
- 3 スポーツ功労賞は、スポーツの振興に貢献し、その功労著しくスポーツ功労賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。
- 4 スポーツ優秀指導者賞は、優秀なスポーツ選手の育成に尽力し、スポーツの振興に貢献したと認められる個人に対して授与する。
- 5 スポーツ顕賞は、国際的なスポーツ大会に出場して、優秀な成績を挙げ、スポーツ顕賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。
- 6 スポーツ賞は、全国的規模のスポーツ大会に出場して、特に優秀な成績を挙げ、スポーツ賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。
- 7 スポーツ奨励賞は、全国的規模のスポーツ大会に出場して、優秀な成績を挙げ、スポーツ奨励賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、和歌山県スポーツ賞選考委員会の審議を経て知事が決定するものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、知事が行うものとする。

2 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

3 表彰には、副賞を付与することができる。

(追彰)

第5条 第2条第2項から第7項までに該当する個人又は団体を構成する者が死亡したときは追彰することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県告示第317号

和歌山県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建築計画概要書等閲覧規程（昭和46年和歌山県告示第127号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第3項の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下これらを「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下これらを「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別記第3号様式 (第7条関係)

建設工事請負契約書

略
(前払金の使用等)
第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の10分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

略

別記第3号様式 (第7条関係)

建設工事請負契約書

略
(前払金の使用等)
第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の10分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

略

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

和歌山県訓令第12号

庁中一般

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程(昭和63年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(職制等) 第3条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 60%;">職務</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副主任</td> <td><u>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する</u></td> </tr> </table>	組織	職	職務	略	略	略	課	略		主任	略	副主任	<u>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する</u>	<p>(職制等) 第3条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 60%;">職務</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> </table>	組織	職	職務	略	略	略	課	略		主任	略
組織	職	職務																							
略	略	略																							
課	略																								
	主任	略																							
	副主任	<u>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する</u>																							
組織	職	職務																							
略	略	略																							
課	略																								
	主任	略																							

略

略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

所長	
----	--

」を

「

所長	次長
----	----

」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。